

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年4月10日（火）午後1時30分から午後2時10分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎3階 全員協議会室

3. 出席者

農業委員（9人）

会	長	6番	齊藤	常夫
委	員	1番	谷口	眞一
委	員	2番	菊地	典夫
委	員	3番	豊島	利夫
委	員	4番	栗原	哲
委	員	7番	羽田	茂
委	員	8番	宮田	一日出
委	員	9番	飯泉	秀夫
委	員	10番	矢口	剛

農業委員会事務局職員（3人）

事務局	長	古谷	隆夫
事務局	長補佐	石神	正夫
主	査	大久保	慎太郎

4. 欠席委員（1人）

会長職務代理者 5番 中山 雅史

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定，移転の許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第3号	農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可について
議案第4号	非農地証明発行可否について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
議案第7号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

議案第8号 つくばみらい市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について

報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について
- ③制限除外の農地の移動届について

7. 会議の概要

1. 事務局（古谷事務局長）

新年度となりまして、第1回目でございます。今回より偶数月の定例総会に農地利用最適化推進委員の皆様方にもご出席をいただいております。どうぞよろしくお願いたします。

皆様方には携帯電話等につきまして、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、改めまして平成30年4月定例総会を開催いたします。はじめに齊藤会長より皆様にご挨拶申し上げます。

1. 議長（齊藤会長）

いよいよ田植の季節となり皆様には繁忙の中、4月の定例総会にご出席を頂きまして誠にありがとうございます。

新しい年度となり最初の定例総会となりますが、今年度も精力的な議案の審議と農地利用最適化の推進にご尽力下さるよう、まずもってお願いいたします。

先ほど事務局長からもありましたように、今年度から偶数月の総会には農地利用最適化推進委員にも出席して頂くことに致しました。農地利用最適化推進委員の皆様には、総会における議決権はありませんが、意見を言うことは認められていますので、農地利用の最適化を図る観点から積極的に意見を述べて頂ければと思います。

推進委員の皆様、よろしくお願致します。

また、総会終了後、農地利用最適化推進連絡会を予定していますので、引き続きの出席をお願いいたします。

さて、本日の総会は、議案8件と報告事項3件となっておりますが、現地確認すべき案件は全て旧伊奈地区でありました。従いまして、現地確認及び書類審査は、調査部会1班と2班の担当となっておりましたが、案件をそれぞれの班に分担して行っていただきましたので、報告しておきます。

また、本日の議案では、「つくばみらい市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針」も審議して頂きますが、これは平成28年10月に決定した指針の見直しとなるものです。昨年12月の農地利用最適化推進連絡会において事前に意見を頂いていますが、本日、正式に決定して頂きます。私たち農業委員、農地利用最適化推進員が取り組む上での目標となるものですので、十分な議論をお願いいたします。

以上を申し上げ、簡単ですがあいさつと致します。

よろしくお願いいたします。

1. 事務局（古谷事務局長）

ありがとうございました。

本日は、5番中山雅史会長職務代理者より欠席の通告がございましたので報告いたします。本日の出席委員は、農業委員10名中9名であります。委員の出席人数が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

推進委員では、竹内委員が欠席となっております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事進行は齊藤会長をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めさせていただきます。

まず、議事録署名委員の選出ですが、私議長にご一任していただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声）

異議なしの声がございましたので、異議なしと認め指名させていただきます。

3番豊島委員、4番栗原委員を議事録署名委員に選出いたします。

よろしくお願いいたします。

書記については、事務局でお願いします。

それでは、議案審議に入らせていただきます。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は、1件となっております。

1ページをご覧ください。受付番号1番、申請理由は建設発生土による盛土をするための使用貸借となっております。申請地は、■■■■字■■■■番■■■，地目は登記、現況とも田、面積は1,026㎡，■■■■字■■■■番■■■，地目は登記、現況とも田、面積は250㎡，■■■■字■■■■番■■■，地目は登記、現況とも田、面積は211㎡，■■■■字■■■■番■■■，地目は登記、現況とも田、面積は860㎡，■■■■字■■■■番■■■，地目は登記、現況とも田、面積は318㎡，合計5筆 2,665㎡でございます。

平成30年10月31日までの一時転用となっております。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

それでは、現地確認及び書類審査の報告をお願いします。

調査部会2班の10番矢口委員よりお願いいたします。

1. 矢口委員

はい、4月4日に行いました書類審査及び現地調査結果についてご報告いたします。

当日は、齊藤会長、豊島委員、宮田委員、古谷事務局長、大久保主査、そして私で実施しました。

受付番号1番、地図は2ページになります。

申請地は、伊奈から守谷に至る県道野田牛久線沿いにある青木地区のコンビニエンスストアの県道を挟んで反対側にある田です。

申請者は、申請地5筆、合計2,665㎡に病院建設の発生土による盛土をして、畑として利用するために申請されたもので、平成30年10月31日までの一時転用となっております。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。関係法令との調整も行っており、建設発生土による盛土をするための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。

書類審査及び現地調査の報告が終わりましたので早速、審議に入ります。

議案第1号につきまして、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手あり)

1. 議長（齊藤会長）

はい。飯泉委員どうぞ。

1. 飯泉委員

9番飯泉です。

まず確認したいのですが、計画盛土量はどのくらいの量を予定しているのかが1点と、一時転用ということですが、今後は盛土した状態で畑として利用していくのか、再度、田に戻す予定があるのかをお聞かせ願えればと思います。

1. 議長（齊藤会長）

はい。それでは事務局から説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

盛土の量は、788.64m³で計画しております。

今後の使い方ですが、現況は田ですが、これから畑として使うということになります。備考欄に記載させていただいておりますが、土地改良区との協議も済んでおりまして、地目変更承認書というものが出ておりまして、畑として利用することになります。

1. 議長（齊藤会長）

飯泉委員いかがですか。よろしいでしょうか。

1. 飯泉委員

はい、わかりました。それともう1点ですが、盛土する土はどこから持ってくるのでしょうか。

1. 議長（齊藤会長）

はい、事務局からお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

はい。土は、千葉県柏市から搬入します。病院の移転の工事で移転先となる場所の

土になります。もともとはゴルフ練習場として利用していた土地で、少し高台のところになります。面積は、2.5haあります。事務局で現地を確認しております、写真等も撮ってきております。一時転用の許可基準の中で、復元に当たっては従前の作土と同等以上の土を用いて覆土するとなっておりますが、それ以上の土と事務局で判断させていただいております。

1. 議長（齊藤会長）

飯泉委員、よろしいでしょうか。

（飯泉委員頷く）

1. 議長（齊藤会長）

その他、ありますか。

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。議案第1号について原案の通り許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

はい。議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は7件となっております。3ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積489㎡、外51筆となっております。内訳は、田31筆、13、388㎡、畑21筆、10、106㎡、合計52筆、23、494㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

ります。

続きまして受付番号2番, 申請地は[]字[]番, 地目は登記, 現況とも田, 面積1, 950㎡の自作地, 契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号3番, 申請地は[]字[]番, 地目は登記現況とも田, 面積6, 615㎡の小作地, 契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号4番, 申請地は[]字[]番, 地目は登記現況とも田, 面積531㎡の自作地, 契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号5番, 申請地は[]字[]番, 地目は登記現況とも畑, 面積998㎡の自作地, 契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号6番, 申請地は[]字[]番, 地目は登記現況とも畑, 面積760㎡, []字[]番, 地目は登記現況とも畑, 面積1, 499㎡, []字[]番, 地目は登記現況とも畑, 面積522㎡, []字[]番, 地目は登記現況とも畑, 面積451㎡, 合計4筆, 3, 232㎡の自作地, 契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号7番, 申請地は[]字[]番, 地目は登記現況とも田, 面積515㎡, []字[]番, 地目は登記現況とも田, 面積555㎡, 合計2筆, 1, 070㎡でございます。農地中間管理機構が行う特例事業により受人が経営規模拡大のために買受けるものでございます。

農地法第3条第2項各号につきましては, 別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

以上です。

1. 議長(齊藤会長)

事務局の説明が終わりました。それでは, 続いて書類審査と現地調査の結果を報告いただきたいと思います。

調査部会1班の2番菊地委員よりお願いいたします。

1. 菊地委員

はい, それでは4月4日に行った書類審査及び現地調査結果について, ご報告いたします。出席者は, 齊藤会長, 羽田委員, 私, 事務局から古谷事務局長, 大久保主査の計5名で実施しました。

受付番号1番, 地図は6ページになります。

申請者は自作地約316アールを耕作しており, 世帯員の常時従事者は2名で, 水稲・麦を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、31筆、13,388㎡、登記現況とも畑、21筆10,106㎡の合計52筆 23,494㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、水稻・麦を作付する予定です。

現地は、52筆と広範囲になりましたが、きれいに管理されているところと、少し荒れている土地もありましたが、徐々に整地し耕作していく予定とのことでした。

続きまして受付番号2番、地図は7ページになります。

申請者は自作地約62アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、1筆、1,950㎡で規模拡大のため売買により譲り受け、水稻・野菜を作付する予定です。現地はきれいに管理されておりました。

続きまして受付番号3番、地図は8ページになります。

申請者は自作地約279アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻・麦・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、1筆、6,615㎡で、現在も譲受人が小作地として水稻の栽培を行っている農地を売買により譲り受けるものです。

こちらもきれいに管理されている農地でした。

続きまして受付番号4番から6番については、申請者が同じですのでまとめて説明をいたします。地図は9ページになります。

申請者は自作地約392アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻・野菜を作付する農家です。

受付番号4番は、登記現況とも畑、1筆 531㎡です。こちらは、少し荒れているところでした。

続きまして受付番号5番の申請地は、登記現況とも畑、1筆 998㎡です。こちらは、きれいに管理されている畑です。

続きまして受付番号6番は、登記現況とも畑、4筆 3,232㎡です。こちらもきれいに管理されている畑です。

いずれの申請地も、規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号7番、地図は10ページになります。

申請者は自作地約370アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、2筆、1,070㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。こちらも、きちんと管理されている農地でした。

以上のことから、1から7番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので許

可しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はい。ありがとうございました。

調査部会の報告が終わりましたので、早速審議に入ります。

まず、受付番号1番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号3番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、受付番号4番、5番、6番については同じ譲受人でありますので、一括して質問を受けたいと思います。受付番号4番、5番、6番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手あり）

1. 議 長（齊藤会長）

はい。羽田委員どうぞ。

1. 羽田委員

はい。4番、5番、6番は、譲受人は一緒に、売買の理由は、規模拡大で野菜を作るといふことですが、この方は、以前も購入された農地があったと思いますが、現在、農地として使われているのか。また、転売などはされていないのかを、事務局にお聞きしたいのですが。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、では事務局から説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

はい。こちらの譲受人が前回購入している小張地区の荒廃していた谷津田につきましては、近くで県の道路工事が行われるということで、この農地を建設発生土の一時置き場のストックヤードとして利用するという届出が出てきております。工事が終われば、その土をきれいに運び出して、農地として利用が可能になるものと思います。

また、転売の件につきましては、前回は農業委員さんから心配する声がありましたので、今回、転売目的であれば、最初からその方と農地転用の申請を出していただきたいと話したところですが、そういうことはしないとのことでした。

事務局としても、転売目的ではないとの確認はさせていただいております。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

羽田委員いかがでしょうか。

1. 羽田委員

はい。わかりました。

1. 議 長（齊藤会長）

他にありますか

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、番号7番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございます。

全員賛成により、議案第2号は原案どおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続きまして、議案第3号「農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

はい。議案第3号「農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可申請は1件となっております。11ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積1,724㎡、■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記、現況とも畑、面積1,078㎡、合計2筆、2,802㎡でございます。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の報告をお願いします。

調査部会1班の7番羽田委員よりお願いいたします。

1. 羽田委員

はい。4月4日に行いました現地調査、書類審査の結果について報告いたします。

当日のメンバーは、齊藤会長、菊地委員、そして私、事務局から古谷事務局長、大久保主査の計5名で実施しました。

議案第3号「農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可について」、受付番号1番、地図は12ページになります。

現地は■■■■番、■■■■番■■■■の2筆でございます。きれいに管理されている土地でした。■■■■■■■■■■■■■■■■■■のメガソーラーの太陽光発電システムの送電用ケーブルを申請地地下約1m20cmに埋設する工事でございます。そのために、区分地上権を設定するものであるため、許可しても差し支えないと思われず。

各委員のご審議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

それでは審議いたします。議案第3号について、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第3号について、許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続きまして、議案第4号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

1. 事務局（大久保主査）

はい。議案第4号「非農地証明発行可否について」を説明させていただきます。

今月の非農地証明願は1件となっております。

13ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番■■■，地目は登記畑，現況宅地，面積は9.91㎡でございます。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

事務局の説明が終わりました。それでは、続いて書類審査と現地調査の結果を報告いただきたいと思います。

調査部会2班の7番宮田委員よりお願いいたします。

1. 宮田委員

4月4日午後1時30分から行いました書類審査，現地調査結果について報告いたします。

メンバーは齊藤会長，豊島委員，10番の矢口委員，そして私，事務局から古谷事務局長，大久保主査の計6名で実施しました

受付番号1番，地図は14ページになります。

先ほど，矢口委員から説明のあった青木の県道の5差路の旧道を■■■■■の方に
入ったところですが，事務局からも，現況は畑ではなく宅地ということでしたが，■■■■■
■■■■■の宅地の一部となっているものです。

今回提出されました受付番号1番につきましては，平成7年以前から宅地として使用されており，茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引きに記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので，非農地証明を発行しても差し支えないと思われま

す。

各委員のご審議をお願いいたします。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい，ありがとうございました。

それでは調査部会の報告が終わりましたので審議いたします。

議案第4号「非農地証明発行可否について」ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので，採決いたします。

議案第4号について，非農地証明を発行することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

全員賛成により，議案第4号は，非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続きまして，議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

それではご説明いたします。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を総括表によりご説明いたします。

15ページをご覧ください。

まず、新規案件といたしまして、田が12筆で31,098㎡、畑が13筆で、16,712㎡、合計25筆で、47,810㎡です。貸し手が14人、借り手が13人となります。

続いて、更新案件といたしまして、田が23筆45,011㎡、畑が11筆で、12,890㎡、合計34筆で57,901㎡です。貸し手が11人、借り手が8人となります。総計では、田が35筆76,109㎡、畑が24筆で、29,602㎡、合計59筆で、105,711㎡です。

貸し手が25人で、借り手が21人となります。

利用権の開始時期は、平成30年5月1日となっております。

詳細につきましては、16ページから18ページになります。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。

18ページをご覧ください。受付番号57番については、菊地委員が議事参与となっております。さらに、58番、59番については、私、齊藤が議事参与となっておりますので、3つに分けて審議していきたいと思います。

私が議事参与となっている部分につきましては、本来ですと中山会長職務代理者に議長を交代していただくわけですが、本日は欠席でございますので代理の方を選出したいと思います。

代理者の選出に当たっては、つくばみらい市農業委員会会議規則により委員皆さんの互選により選出することとなりますが、どのように選出したらよろしいか。皆さんのご意見をお願いいたします。

（挙手あり）

1. 議長（齊藤会長）

はい、谷口委員お願いします。

1. 谷口委員

はい。先輩委員でもあります、8番の宮田一日出委員さんをお願いしたいと思いま

す。

1. 議 長（齊藤会長）

只今、宮田委員というご意見が出ましたが、皆様方にお諮りしたいと思います。私が議事参与となっている部分の審議については、宮田委員を議長とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

1. 議 長（齊藤会長）

はい。ありがとうございます。ご異議がないということですので、代理の議長には宮田委員をお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、受付番号1番から56番までを審議していきたいと思います。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第5号、受付番号1番から56番について、賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第5号、受付番号1番から56番については原案のとおり決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第5号、受付番号57番について審議いたしますので、菊地委員の退室をお願いいたします。

（菊地委員退室）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、受付番号57番について、ご質問、ご意見のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

質問がないようですので採決いたします。

議案第5号, 受付番号57番について, 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

はい, ありがとうございます。全員賛成により, 議案第5号, 受付番号57番については原案のとおり決定いたしました。

菊地委員の入室を認めます。

(菊地委員入室)

1. 議 長 (齊藤会長)

続きまして, 議案第5号, 受付番号58番, 59番を審議いたします。議長を宮田委員に交代いたします。宮田委員よろしく願いいたします。

(齊藤会長から宮田委員に議長席を交代する)

1. 議 長 (宮田委員)

議案第5号の受付番号58番, 59番につきましては, 齊藤会長が議事参与となっておりますので, 私, 宮田が議長を務めさせていただきますので, よろしく願いいたします。

それでは, 齊藤会長は退室をお願いいたします。

(齊藤会長退室)

1. 議 長 (宮田委員)

これより, 議案第5号の受付番号58番, 59番につきまして審議いたします。

この件につきまして, ご意見, ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (宮田委員)

質問がないようですので, 採決いたします。議案第5号の受付番号58番, 59番について, 原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

1. 議 長（宮田委員）

ありがとうございました。議案第5号の受付番号58番、59番については、全員賛成により原案のとおり承認することに決定いたしました。

審議が終了しましたので、齊藤会長の入室を認めます。

（齊藤会長入室）

1. 議 長（宮田委員）

齊藤会長が議事参与となっていました、受付番号58番、59番につきましては、原案のとおり承認されました。

ここで、議長を齊藤会長と交代させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

（宮田委員から齊藤会長に議長席を交代する）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、引き続き議事を進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

只今の審議を持ちまして、議案第5号はすべて原案通り決定いたしました。資料の（案）を削除願います。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

それではご説明いたします。19ページをご覧ください。

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が14筆で、30,764㎡、畑が9筆で、13,938㎡、合計23筆で、44,702㎡となります。貸手が8人、借手が1団体となります。権利の設定開始は、平成30年6月1日からとなります。

詳細につきましては、20ページから21ページをご参照ください。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

説明が終わりましたので、これより一括して審議いたします。

議案第6号について、ご質問、ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第6号について、賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。資料の(案)を削除願います。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

それではご説明いたします。22ページをご覧ください。

議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を総括表によりご説明いたします。

新規案件のみです。田が14筆で、30,764㎡、畑が9筆で、13,938㎡、合計23筆で、44,702㎡となります。地権者が8人、配分を受ける者が5人となります。

期間は、平成30年6月1日からとなっております。こちらについては、市から意見を求められているものです。

詳細につきましては、23,24ページをご参照ください。

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、審議いたします。

議案第7号について、ご質問、ご意見のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

質問がないようですので採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

全員賛成により、議案第7号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

1. 議 長 (齊藤会長)

続きまして、議案第8号「つくばみらい市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局 (石神事務局長補佐)

それでは、議案第8号「つくばみらい市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について」をご説明いたします。

今回の議案に提出させていただきました理由は、平成28年10月11日に策定いたしました指針から約一年半が経過し、平成28年及び29年度の実績を踏まえ目標の見直しをするものです。

昨年12月12日の農地利用最適化推進連絡会において、内容については事前説明させていただきましたが、平成29年度の事業実績が確定した上で見直し案を提出させていただくこととなったものでございます。お手元に今回作成しました新しい指針と新旧対照表並びに参考といたしまして、これまでの実績と目標の根拠となる算定資料をお配りさせていただいております。

前回策定した指針と今回新しく作成いたしました指針の見直し(案)の変更点について説明させていただきます。今回の指針の案をご覧ください。農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、指針を下記のように定めることとなっています。

まず、1番目の遊休農地の解消についての項目ですが、新旧対象表の1ページを参照ください。

平成28年3月末で遊休農地が124haあり、8haの解消で半分にする予定でしたが、昨年の現地調査において、平成29年3月末で134haに増加しており、これを踏まえ当初の指針の124haを平成35年度末に半減にする目標を維持するた

めに、毎年8haを12haに変更いたしました。解消目標も年度単位の表にしました。具体的内容につきましても、これまでの指針の内容を項目ごとに4項目にまとめました。

次に、担い手への農地利用集積につきまして説明いたします。引き続き新旧対象表の2ページをご覧ください、

平成28年度3月末時点の集計方法および昨年の実績の見直しにより、耕地面積が例年若干統計上の変動もあり、現状から検討したところ、集積を加速させるため当初指針の市の農業経営基本構想の35年度末の耕地面積の66%を達成するには、集積目標が2,343haになります。当初の指針の2,389haから集積面積が減っているのは、耕地面積の変動によるものです。単年度の目標として138haを176haに変更いたしました。具体的な取り組みに関しては文言を詳細にして5項目を掲げました。

3番目に新規参入の促進についてですが、新旧対照表3ページになります。

促進目標につきましては、平成28年度から平成29年度において3経営体が参入した経緯もあり、当初の35年度末の目標に1経営体を増やし、9経営体と設定いたしました。目標に向けた取り組みの基本的な内容について変更はありませんが、2項目に分けて表記しました。

最後に指針につきましては、今後の単年度の実績や改選による新体制の時期等を考慮のうえ、適宜見直しを行うものいたします。

以上で説明を終わります。

1. 議長（齊藤会長）

事務局の説明が終わりましたので、審議いたします。

だいたいボリュームがありますので、わからない点は遠慮なくご質問をいただければと思います。審議は全体を通して進めます。ご質問のある方は挙手願います。

（挙手あり）

1. 議長（齊藤会長）

飯泉委員どうぞ。

1. 飯泉委員

私は、途中から農業委員ということで参加させていただいておりますが、当初の目標を立てた時が平成27年度末の遊休農地は124haで、29年度末の実績では134haに増えてしまっていますよね。そういうことで毎年の目標が8haから12haに増やして解消を図っていくということですが、計画的に何か踏み込んだかたち

でやらないと、増える要素の方があるのかなと思いますが、この辺のところをどうしていくかがまず1点あるのかなと思っています。

それから農地の集積を図るということですが、集積というと二つの意味合いがあるのかなと思います。耕作地の一元化をするのと、将来のことを思うと農地そのものがですね、地番の変更等も兼ねて土地そのものを集約していく、その辺も含まれるのかなと思っているところもあるので、農業委員会の範疇ではないのかもしれませんが、市とか関係部署、それから場合によっては土地改良区とかと合わせて考えていく必要があるかと思うところがあるので、皆さんのご意見もこの機会にお聞かせ願えればありがたいかなと思います。

両面からやっていくのが今後の将来の中でも一番いいのかなと、土地改良による基盤整備とかその辺も含めると、農地の集積については非常にいい方向に向かうのではないのかなという気がしています。その辺のご意見もいただければと思います。

1. 議長（齊藤会長）

はい。今のご意見を整理させていただくと、1点目は遊休農地の対策をもっと強化すべきだというご意見ですね。

（飯泉委員頷く）

2点目は農地集積についても、同じように対策をとということですね。数字についてのご質問ではありませんね。

（飯泉委員頷く）

はい。では事務局から、只今の件についてお願いします。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

はい。ご説明をいたします。

委員の言われている今後の対策についてということですが、こちらの指針のなかにも、具体的な内容ということで書かせていただいたのですが、遊休農地解消のためには、農地の利用状況調査と利用意向調査の実施の徹底、農地の適正管理の指導、新規発生を防止するための実態把握と指導、また、4番目に非農地判断ということで、現在農地として使われないものがどのくらいあるか、農地として使えないものは非農地として判断していこうという考え方も今年度の事業の中で皆さんにご活動いただきながら、行いたいと考えております。この後の農地利用最適化推進連絡会の中でも今年度の活動方針についてご説明をさせていただきたいと思います。基本的には遊休農地の解消についてはこの4項目になります。

続きまして、農地の集積についてですが、農地中間管理機構との連携、中間管理事

業については、市の産業経済課が主となって事務処理を行っていますが、農業委員会としても一層連携を強化し、連絡を密に取りあい情報を共有していきたいと思っております。今後は、委員さん方のお力を借りまして、農家集落の集まりの機会にも参加いただくなどして、集積率を上げていきたいと考えております。

実際には集積がなかなかうまく進んでいないのが現状ですが、目標としましては平成35年度末の市の基本構想における集積率66%、これは、県全体での目標でもありますので、これに向けて活動を行っていかねばならないと思っております。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

飯泉委員よろしいですか。

今回審議していただくのは指針です。細部の今後具体的に我々がどう取り組んでいくかは、また別の議論になってきますので、指針として方針を出す際に不足している部分があればご意見、ご質問をいただきたいと思っております。

そういう観点でご質問をいただければありがたいのですが。

1. 飯泉委員

はい、わかりました。

別にもう少し具体的に検討する機会が出てくるということで理解していいですね。

1. 議長（齊藤会長）

はい。

その他ございますか。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。

議案第8号「つくばみらい市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について」、賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。議案第8号は全員賛成により決定いたしました。

審議事項は以上です。

続きまして報告事項3件について、事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（古谷事務局長）

はい。報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。26ページをご覧ください。

今回、専決処分したものは、3件になります。

受付番号1番につきましては、絹の台1丁目の登記畑、現況駐車場、1筆、157㎡です。建売住宅建設のための売買です。

続いて、受付番号2番、申請地は小絹の登記畑、現況宅地、1筆、16㎡です。こちらは、住宅用地として利用するための売買になります。

最後に、受付番号3番、紫峰ヶ丘2丁目の登記宅地、現況畑、1筆、200.50㎡です。こちらは、自己住宅建設のための売買になります。

ページ変わりまして27ページになります。報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」を報告いたします。

今回の合意解約は5件です。

解約の理由ですが、5件中3件につきましては、耕作者が病気のために解約するものです。今後は所有者自身が耕作するものが2件、現在未定のものが1件です。他1件につきましては、太陽光発電設備設置のための解約、残る1件は、農地売買のために解約となるものです。以上5件になります。

報告事項③「制限除外の農地の移動届について」です。議案書は28ページになります。

こちらは市で実施しております、市民農園の利用者用の駐車場として、小張地区の畑を現在も借りておりますが、更新のための届け出になります。

報告案件は以上です。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、4月定例総会を閉会いたします。